

令和3年度 第3回

# 議員説明会会議録

令和4年3月11日

小山広域保健衛生組合議会

# 令和3年度 第3回 小山広域保健衛生組合議会議員説明会次第

日 時：令和4年3月11日（金）

午後1時30分～

場 所：小山広域保健衛生組合

2階 大会議室

## 1 開 会

## 2 あいさつ

## 3 報告事項

- (1) 小山広域保健衛生組合指定金融機関及び指定代理金融機関設置条例の一部改正について
- (2) 小山広域保健衛生組合同規約の一部変更について
- (3) 下野市からの共同処理事務への参加依頼について
- (4) 議員章（議員バッジ）貸与の廃止について
- (5) 議会会議録個人配布の廃止について
- (6) 建設工事請負契約の一部変更について
- (7) ごみ減量化施策の取組方針について
- (8) 廃棄物処理処分業者評価検討会議の結果について
- (9) 第2期エネルギー回収推進施設整備・運営事業の進捗状況について
- (10) 小山広域クリーンセンター長期責任委託事業の契約更新について
- (11) 中央清掃センター敷地拡張事業について

## 4 閉 会

## ◎開 会（13：32）

○鹿久保礼子総務課長 皆様、こんにちは。

本年1月21日に上三川町議会にて臨時会が開催され、新たに津野田重一議員並びに稲見 敏夫 議員が選出されておりますので、議員説明会の開会に先立ち、自己紹介をお願いしたいと思います。

では、津野田重一議員から、そのまま自席にてお願いいたします。

○津野田重一議員 上三川町の津野田重一でございます。よろしくお願いいたします。

○稲見敏夫議員 上三川町の稲見敏夫と申します。再度よろしくお願いいたします。

○鹿久保礼子総務課長 ありがとうございました。

それでは、ただ今から小山広域保健衛生組合議員説明会を開会させていただきます。

本日の会議ですが、大出ハマ議員より欠席する旨、連絡がありましたので、ご報告いたします。

## ◎議長挨拶

○鹿久保礼子総務課長 では、開会に当たりまして、関議長からご挨拶を頂きます。

○関 良平議長 皆様、改めましてこんにちは。議員説明会の開会に当たり、一言ご挨拶申し上げます。本日は、執行部からの依頼によりまして、議員説明会が開催の運びとなりましたが、議員の皆様方にはご多忙中にもかかわらずご出席を賜り、誠にありがとうございます。

本日の報告事項は、小山広域保健衛生組合指定金融機関及び指定代理金融機関設置条例の一部改正についてなど、計11件でございます。この後、執行部から説明がございますが、議員の皆様方からご意見、ご質問等を頂きながら会議を進めてまいりたいと思います。

最後になりますが、会議の進行に当たりましては、各位の特段のご協力を賜りますようお願い申し上げます。開会に当たりましてのご挨拶といたします。どうぞよろしくお願いいたします。

○鹿久保礼子総務課長 ありがとうございました。

## ◎管理者挨拶

○鹿久保礼子総務課長 次に、管理者からご挨拶申し上げます。

○浅野正富管理者 改めましてこんにちは。本日は、大変お忙しい中、議員説明会にご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

さて、本日の議員説明会でありますが、議長からお話がありましたとおり、計11件の案件についてご説明申し上げますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○鹿久保礼子総務課長 ありがとうございました。

次に、報告事項に入りますが、関議長の進行によりお願いしたいと存じます。

議長、よろしくお願いいたします。

## ◎報告事項

(1) 小山広域保健衛生組合指定金融機関及び指定代理金融機関設置条例の一部改正について

○関 良平議長 それでは、議員説明会の進行役を務めさせていただきます。

次第書3、報告事項の(1)小山広域保健衛生組合指定金融機関及び指定代理金融機関設置条例の一部改正について、事務局から説明をお願いいたします。

鹿久保総務課長。

○鹿久保礼子総務課長 はい、恐れ入りますが、ここから着座にて説明させていただきます。

報告事項(1)の「小山広域保健衛生組合指定金融機関及び指定代理金融機関設置条例の一部改正について」ご説明申し上げます。

まず、資料1の1ページをお開きください。

昨年2月1日付けで、指定代理金融機関である常陽銀行から、2022年3月末日までの1年間のみ、指定代理金融機関として指定を受けたい旨の通知がありました。

そのため、昨年3月の議員説明会において、今後、条例を改正せずに新たな指定代理金融機関を指定するか、又は条例改正を行い指定金融機関だけを指定するか、近隣自治体等の状況を調査検討した上で、令和3年度中に開催する議会に上程する旨、説明したところです。

そして、それを踏まえまして、同日に開催した第1回議会定例会において、指定金融機関を足利小山信用金庫、指定代理金融機関を株式会社常陽銀行とし、指定期間をそれぞれ令和5年3月末日までの2年間とする議案を議決いただいたところです。

以上の経緯から、当組合で調査検討を行った結果、県内の一部事務組合において指定代理金融機関を指定している組合はないことから、今後は指定金融機関のみを指定することとし、同条例の題名及び第2条において、「及び指定代理金融機関」の文言を削除する改正を行うものです。

なお、昨年の足利小山信用金庫を指定金融機関とする2年間の指定は、そのまま有効であるとの観点から、改めて指定はしないことといたしました。

説明は、以上でございます。

○関 良平議長 ありがとうございます。

ただいまの事務局からの説明について、ご意見等ありましたら発言をお願いいたします。

〔「なし」と言う者あり〕

(2) 「小山広域保健衛生組合規約の一部変更について

○関 良平議長 ないようですので、次に、(2)「小山広域保健衛生組合規約の一部変更について」事務局から説明をお願いいたします。

鹿久保総務課長。

○鹿久保礼子総務課長 報告事項(2)の「小山広域保健衛生組合規約の一部変更について」、説明さ

せて頂きます。

資料2をご覧ください。

令和3年度第2回議員説明会にて報告させていただきましたが、昨年の9月27日付けで下野市長から「結核検診の広域共同事務不参加の申入書」が提出されました。当組合では当該申入書を受理するとともに、当組合規約の一部を変更する必要が生じたため、昨年10月に構成2市2町に規約変更に関する議案の上程を依頼しました。その結果、下記2のとおり各市町の議会において議決いただいた後、地方自治法第286条の規定に基づき構成市町と協議した上で、下記3のとおり栃木県知事に申請し、許可を受けたところです。なお、改正規約は、本年4月1日から施行となります。

説明は、以上でございます。

○関 良平議長 ありがとうございます。

ただいまの事務局からの説明について、ご意見等がありましたら発言をお願いいたします。

〔「なし」と言う者あり〕

### (3) 下野市からの共同処理事務への参加依頼について

○関 良平議長 ないようですので、次に、(3)「下野市からの共同処理事務への参加依頼について」事務局から説明をお願いいたします。

鹿久保総務課長。

○鹿久保礼子総務課長 報告事項(3)の「下野市からの共同処理事務への参加依頼について」説明させていただきます。

資料3の1ページをお開きください。

昨年末、資料の3ページにあるとおり、令和3年12月7日付下環第165号でもって、下野市から令和5年度以降における共同処理事務参加に関する依頼文書が提出されました。

依頼内容は2点ありまして、1点目は第2期エネルギー回収推進施設の稼働予定である令和9年度から下野市石橋地区の燃やすごみの受け入れ処理を開始する予定ですが、令和5年度以降において、石橋地区の家庭系燃やすごみのうち、委託ごみの処理を外部搬出による民間処理、費用負担は下野市の負担金で支出という形での受け入れについて、お願いしたいということであります。

2点目は、共同処理事務のうち、斎場と火葬場の管理運営に関する事務について、現在、下野市においては旧南河内町と旧国分寺町の区域に限るとされておりますが、令和5年度以降、旧石橋町の区域も加えること、つまり下野市全域を対象とすることをお願いするものです。

今後の予定についてですが、当組合の共同処理事務のうち、いわゆる結核検診に関する事務については、令和4年度から下野市が脱退し、令和4年度中に小山市及び野木町から不参加の申入書が提出される予定となっておりますので、令和5年度には廃止となる予定であります。

また、この下野市からの依頼文書を正式に受理したことから、当組合の規約については、構成2市2

町議会の議決、県への申請及び許可を経て、令和5年4月1日から資料2ページの新旧対照表のとおり改正され、施行される予定です。

説明は、以上でございます。

○関 良平議長 ただいまの事務局からの説明について、ご意見等がありましたら発言をお願いいたします。

〔「なし」と言う者あり〕

#### (4) 「議員章（議員バッジ）の貸与廃止について

○関 良平議長 ないようですので、次に、(4)「議員章（議員バッジ）の貸与廃止について」事務局から説明をお願いいたします。

鹿久保総務課長。

○鹿久保礼子総務課長 報告事項(4)の「議員章（議員バッジ）貸与の廃止について」、説明させていただきます。

資料4をご覧ください。

当組合では設立当初からかは不明ですが、組合議員に議員章（議員バッジ）を貸与しております。

昨年、議員章の在庫が少なくなったため、令和4年度において予算化を図ろうとしたところ、資料の1の(2)のとおり、当組合には規則等で定められた紋章がなく、改めて議員章を見ますと、(3)の写真のとおり小山市の紋章がデザインされており、これを当組合の議員章として貸与することが良いか、また、組合議員には市町議会の議員章が貸与されていることから、組合の議員章は必要ないのではないかという疑問と思われる点が出てまいりました。

そのため、資料の2の(1)のとおり、栃木県と茨城県内にある近隣6か所の一部事務組合に議員章について調査をしたところ、全ての一部事務組合が、設立当初から議員章を貸与していないことが分かりました。

どの一部事務組合においても、組合議員は構成市町議会議員の中から選出されておりますので、市町議会の議員章でもって足りているかと思われまます。

本日、議員説明会において、ご了承が得られれば、令和4年度から議員章の貸与を廃止したいと考えております。

説明は、以上でございます。

○関 良平議長 ただいまの事務局からの説明について、ご意見等がありましたら発言をお願いいたします。

〔「なし」と言う者あり〕

#### (5) 「議会会議録個人配布の廃止について」

○関 良平議長 ないようですので、次に、(5)「議会会議録個人配布の廃止について」事務局から説明をお願いいたします。

鹿久保総務課長

○鹿久保礼子総務課長 報告事項(5)の「議会会議録個人配布の廃止について」ご説明申し上げます。

資料4の裏面にあります資料5をご覧ください。

当組合では、これまで議会ごとに議会会議録を42部印刷・製本し、2部を保存用とし、40部を議員、役員、市町の担当部課長及び議会事務局長、並びに当組合職員にも配布しております。

しかし、小山市議会では、令和3年の6月議会から、議会改革の一環で「ペーパーレス化の推進」として、閲覧用及び保存用としての会議録の配布はこれまでどおりで、令和3年の9月議会からは、議員の要望に応じて、各会派に1部配付しているとのことですが、議会会議録をホームページに掲載していることもあり、議員個人への配付を廃止したとのことでもあります。

また、構成市町である下野市、野木町、上三川町においても、記載のとおり議員個人への配布をしておりません。

当組合におきましても、議会会議録をホームページに掲載しておりますので、今後、保存用は継続し、正副管理者及び組合議員の閲覧用として、構成2市2町の秘書担当課及び議会事務局へ配布はしますが、本日、議員説明会でご了承が得られれば、組合議員、識見監査委員、会計管理者、構成市町の担当部課長及び組合職員への個人配布を廃止しようと考えております。

説明は、以上でございます。

○関 良平議長 ただいまの事務局からの説明について、ご意見等がありましたら発言をお願いいたします。

〔「なし」と言う者あり〕

#### (6)「建設工事請負契約の一部変更について

○関 良平議長 ないようですので、次に、(6)「建設工事請負契約の一部変更について」事務局から説明をお願いいたします。

鍋倉建設政策課長。

○鍋倉豊次建設政策課長 報告事項(6)の「建設工事請負契約の一部変更について」ご説明申し上げます。

資料6の1ページをお開きください。

1工事の進捗については、令和2年度より実施している粗大ごみ処理施設解体等工事は、施設建屋及びプラントの解体、地下杭の撤去工事及び土壌汚染対策工事が完了し、現在は現地の整地、後片付け及び土壌汚染区画の指定解除申請を実施しており、令和4年2月末時点で進捗率は約99%となっております。

なお、前回ご報告しましたとおり令和4年3月25日まで工期延長をしております。

次に2契約変更については、(1)施設建設当時の残置物の撤去、(2)地下杭の径変更、(3)その他の地中工作物の撤去の3つを合計した金額は、変更前請負金額が税込み6億4,130万円、変更後請負金額が7億354万9千円、変更による増額分が6,224万9千円となります。

次のページをご覧ください。又、その後のページのA3用紙も併せてご参照ください。

3変更内容の詳細については、(1)施設建設当時の残置物の撤去については、令和3年度第2回議員説明会でご報告させて頂いた変更設計であります。鋼矢板80本、H鋼45本、銅管1本の撤去及び処分に係る費用となります。(2)地下杭の径変更については、施設竣工図面では、地下杭は直径1mが47本、直径1.3mが9本と記載されていましたが、実際は直径1.3mが47本、直径1.5mが9本と設計より太いことが判明したことによる引抜工事、埋戻し材料の増加、処分に係る費用となります。

(3)その他の地中工作物の撤去については、平成11年度に解体した旧40t粗大ごみ処理施設の基礎が残置されていることが判明したもので、当時の廃棄物処理法では地中工作物を廃棄物とする明確な記述がなく、そのまま埋め立てたものと考えられますので、その撤去・処分費用等となります。

なお、撤去した地中工作物の下から地下杭も発見されましたが、土壌汚染区画の指定解除後、第2期エネルギー回収推進施設建設工事の際に地下杭の撤去を計画しております。

説明は、以上でございます。

○**関 良平議長** ただいまの事務局からの説明について、ご意見等がありましたら発言をお願いいたします。

〔「なし」と言う者あり〕

#### (7) ごみ減量化施策の取組方針について

○**関 良平議長** ないようですので、次に、(7)「ごみ減量化施策の取組方針について」事務局から説明をお願いいたします。

鍋倉建設政策課長。

○**鍋倉豊次建設政策課長** 報告事項(7)の「ごみ減量化施策の取組方針について」ご説明申し上げます。

資料7の1ページをお開きください。

1趣旨については、令和元年度に下野市石橋地区の燃やすごみ受入れと関係市町からの燃やすごみの量の増加に対応するため、第2期エネルギー回収推進施設が稼働する令和9年度までに燃やすごみを5,000tの削減目標に向けた指定袋制度導入を含めた10項目の施策について、関係市町の副市長によるごみ減量化対策実施会議を実施するなど、施策に取り組んでまいりました。

令和3年度には廃棄物減量化・資源化施策を、広く住民の意見を反映するため廃棄物減量化対策推進

検討会を設置し協議を進め、この度、ごみ減量化施策の取組状況と方針並びに本組合管理者宛てに提言書が出されましたので、報告するものです。

2 燃やすごみ減量化施策の取組状況と今後の方針については、家庭ごみ指定袋制度から次のページの食品ロスの削減まで10項目の施策に組合及び関係市町の取組状況と今後の方針を3ページ以降にまとめましたので後ほどご覧いただきたいと思います。

次に、3 小山広域保健衛生組合の燃やすごみ減量化施策の提言については、9ページをご覧ください。

本組合の現状については、令和2年3月に一般廃棄物処理基本計画を改訂し、令和9年4月の第2期エネルギー回収推進施設の稼働までに、平成30年度比で燃やすごみ量5,000t削減を必ず達成する目標として設定しましたが、令和2年度時点で燃やすごみ量120t減と残り5年での目標達成には厳しい状況となっています。

このような現状を踏まえ検討した結果、燃やすごみ量5,000t削減を達成するため、廃棄物減量化対策検討会より本組合管理者宛てに、ごみ分別の徹底拡大などごみ減量化施策を積極的に実施すること、削減目標を達成するための事業系並びに家庭系指定袋を実施することと言う提言書が提出されました。

今後においては燃やすごみ削減目標達成に向け、本組合及び構成市町で連携し10項目の施策等積極的に推進していく考えであります。

説明は、以上でございます。

○**関 良平議長** ただいまの事務局からの説明について、ご意見等がありましたら発言をお願いいたします。

○**関 良平議長** 館野孝良議員。

○**館野孝良議員** 燃やすごみの減量化ですけれども、農村部では落ち葉や木の枝を燃やすことをやっております。最近はやたらと消防や警察に通報され注意されたということがあります。別に変なものを燃やすわけではないので、落ち葉とか木の枝などのそういったものについては、燃やすことについては、もう少しオープンにしていただければ、そうすればかなり燃やすごみが減るのでないかと思っています。どうでしょうか。

○**関 良平議長** 答弁、鍋倉建設政策課長。

○**鍋倉建設政策課長** ただ今のご意見につきましてお答え申し上げます。農家の農地における焼却については、消防法にもとづいても、火災が起きないとか、近隣から文句が出たりとかいうことがなければ、良いというような形になっております。

○**森川事務局長** 私のほうでもよろしいですか。

○**関 良平議長** 答弁、森川事務局長。

○**森川事務局長** 基本的にですね、ごみは燃やしてはいけないと、廃掃法という法律で定められていますので、基本的に燃やすことについては違法行為となります。ただ、先ほど鍋倉建設政策課長から話が

ありましたとおり、農家の方が害虫駆除という意味合いで燃やすとかということについては、法的にも規制を受けるものではないということになります。ただ、ご自宅で生垣の葉っぱということになってきますと、ちょっと厳しい部分がありますので、やはり袋に入れて燃やすごみとしてお出しいただく、という形になってしまうかと思えます。基本的に許されているものが農業系のものと、それ以外については、廃掃法で規制がございますので、なかなか難しいということで、ご理解いただければと思います。

以上でございます。

○**関 良平議長** 館野孝良議員。

○**館野孝良議員** 平地林を整備する場合、かなり大量の落ち葉が出るので、その辺をある程度認めてもらわないと、平地林は全然きれいにならない。また、足利市では山火事防止のために、たき火などを禁止する条例を作ったと新聞報道がありましたけれど、そこまでやられちゃうと生活上困る場合があるんですよ。その辺を考慮していただけないかなと思い質問したわけです。答弁はけっこうです。

○**関 良平議長** ほかにございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

#### (8) 廃棄物処理処分業者評価検討会議の結果について

○**関 良平議長** ないようですので、次に、(8)「廃棄物処理処分業者評価検討会議の結果について」事務局から説明をお願いいたします。

鍋倉建設政策課長。

○**鍋倉豊次建設政策課長** 報告事項(8)の「廃棄物処理処分業者評価検討会議の結果について」ご説明申し上げます。

資料8の1ページをお開きください。

1趣旨については、当組合が過去に一般廃棄物の処理を事業者へ委託した結果、多額の損失を発生させたことから再発防止の取組として事業者の選考にあたり2年ごとに実施しており、委員には構成市町の担当課長の他、外部の専門家として全国都市清掃会議の代表で組織しております。

本会議では廃棄物処理処分業者について評価検討を行い委託の可否の判断を行っております。

今回、次のページの15業者について主に信頼性の観点から評価検討を行った結果を報告するものです。

前のページにお戻りください。

2日程については、第1回会議を昨年10月20日に、第2回会議を本年1月5日に開催して評価等を行いました。

なお、昨年11月30日に株式会社ウィズウェイストジャパン三戸ウェイストパーク、昨年12月3日にはメルテックいわき株式会社へ現地調査を行っております。

3評価結果については、本会議では受託希望や実績等の項目に加え、委員には信頼性の項目について

採点してもらい、満点の半分以上を合格点としており、埋立については122点以上、その他は112点以上とさせていただいており、今回の15業者全てが「適」となりました。

説明は、以上でございます。

○関 良平議長 ただいまの事務局からの説明について、ご意見等がありましたら発言をお願いいたします。

○関 良平議長 岡田裕議員。

○岡田裕議員 多額の損失を発生したということですが、具体的にはどういった内容ですか。

○関 良平議長 答弁、鍋倉建設政策課長。

○鍋倉建設政策課長 これは、過去に焼却灰の処理をするという業者に委託をしておりましたが、それが頓挫しまして、過去に裁判で負けましたので、小山広域のほうで支払いが発生したということです。

○関 良平議長 岡田裕議員。

○岡田裕議員 仙台のものですか。わかりました。別なものだと思ったものですから。

○関 良平議長 ほかにございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

#### (9) 「第2期エネルギー回収推進施設整備・運営事業の進捗状況について

○関 良平議長 ないようですので、次に、(9)「第2期エネルギー回収推進施設整備・運営事業の進捗状況について」事務局から説明をお願いいたします。

鍋倉建設政策課長

○鍋倉豊次建設政策課長 報告事項(9)の「第2期エネルギー回収推進施設整備・運営事業の進捗状況について」ご説明申し上げます。

資料9の1ページをお開きください。

1概要については、第2期エネルギー回収推進施設整備・運営事業の進捗状況につきましては、昨年度に基本設計を策定し、今年度から来年度にかけて建設工事・施設運営を行う事業者の選定を進めており、令和5年度から令和8年度の4か年で建設工事を行い、令和9年度に施設の稼働を目指しております。

本年度は学識経験者4名、構成市町の担当部長と組合事務局長の4名による事業者選定委員会を立上げ昨年12月8日に開催した第2回事業者選定委員会で、事業方式、実施方針、要求水準書(案)、落札者決定基準について協議を行いました。

実施方針、要求水準書(案)については2月3日から組合ホームページにて公表しており、2月17日まで質問・意見を募集し、3月3日には頂いた質問・意見に対する回答を組合ホームページに掲載しております。

なお、令和4年4月の入札公告の際に関連資料と一緒に公表いたします。

2 今後のスケジュールについては次ページの最後、令和5年3月に組合議会に建設請負契約の提案・議決をし、契約の締結をする予定となっております。

今後とも公平・公正で適正な事業者選定を進めてまいります。

説明は、以上でございます。

○**関 良平議長** ただいまの事務局からの説明について、ご意見等がありましたら発言をお願いいたします。

〔「なし」と言う者あり〕

(10) 「小山広域クリーンセンター長期責任委託事業の契約更新について

○**関 良平議長** ないようですので、次に、(10) 「小山広域クリーンセンター長期責任委託事業の契約更新について」事務局から説明をお願いいたします。

水野施設管理課長。

○**水野辰雄施設管理課長** 報告事項(10)の「小山広域クリーンセンター長期責任委託事業の契約更新について」ご説明申し上げます。

資料10の1ページをお開きください。

本件につきましては、施設の長寿命化大規模改修工事を第2期エネルギー回収推進施設稼働後の令和11年度以降に実施するために、現在の契約を基に令和6年度から令和13年度までの8年間を期間延長することで協議を重ねていましたが、下記のとおり、業務委託料34億2,208万9千円で合意を得ることができましたので、ご報告いたします。詳細は次ページ以降の覚書をご覧ください。

なお、現在の契約が終了する24か月前までに、基本合意書の締結が必要であることから、令和3年度の債務負担行為として、限度額35億円で補正予算を計上いたしましたので、ご承認いただきますようお願いいたします。

説明は、以上でございます。

○**関 良平議長** ただいまの事務局からの説明について、ご意見等がありましたら発言をお願いいたします。

〔「なし」と言う者あり〕

(11) 中央清掃センター敷地拡張事業について

○**関 良平議長** ないようですので、次に、(11) 「中央清掃センター敷地拡張事業について」事務局から説明をお願いいたします。

水野施設管理課長

○**水野辰雄施設管理課長** 報告事項(11)の「中央清掃センター敷地拡張事業について」ご説明申し上げます。

資料 1 1 をご覧ください。

まずは用地買収の進捗状況について、ご報告申し上げます。

買収予定地の 8 名の地権者全員と土地売買予約契約の締結を完了致しました。よって、未相続地 1 筆を除き、事業用地の確保が完了致しましたので、ご報告申し上げます。令和 4 年度当初の買収完了に向け、各種準備進めております。

未相続地 1 筆につきましては、遺産分割協議書の取得に向け、相続権者と協議を進めておりましたが、高齢の為施設に入院中の方がおり、意思確認ができないことから、遺産分割協議書の取得は不可能であるとのことでした。そのため、栃木県県土整備部用地課と土地収用法の適用について協議を致しましたが、本件は対象外との回答を得ました。

以上により、遺産分割協議による取得や土地収用法による強制収用は不可能と判断しました。

本件を委託している司法書士と協議した結果、今後の手続きについては、法定相続人名で法務局に登記申請を実施し、売買協議が整った相続人から、持分について売買を実施し、組合名義で登記を実施することと致しましたので、ご報告申し上げます。

この手法は解決までに時間がかかるデメリットはありますが、買収による売買代金が法定相続分に従い行き渡る点、協力者の分を早期にまとめ反対者の分を特定できる点、買収完了持分が組合名義として登記されるというメリットがあります。最終的に組合名義にできるよう、手続きを進めて参ります。

続きまして、都市計画決定の進捗状況についてご説明申し上げます。

都市計画決定変更につきましては、令和 3 年度中の変更完了に向けて手続きを進めておりましたが、令和 4 年 3 月 1 日付にて正式に決定・告示されましたので、ご報告申し上げます。

書面会議として開催された都市計画審議会において、委員の方からは、記載のとおり賛同のご意見を頂いておりますので、この場でご報告させていただきます。

説明は、以上でございます。

○関 良平議長 ただいまの事務局からの説明について、ご意見等がありましたら発言をお願いいたします。

○関 良平議長 岡田裕議員。

○岡田裕議員 どのくらいの面積で、どのくらいの金額になるのでしょうか。

○関 良平議長 答弁、水野施設管理課長。

○水野施設管理課長 面積につきましては、6 1 4 m<sup>2</sup>となっております。買収単価が 5, 0 2 0 円でやっていますので、3 0 8 万 2, 2 8 0 円となっております。こちらを 6 3 名の相続権者で持分登記する予定であります。

○関 良平議長 岡田議員、よろしいですか。

○岡田裕議員 はい。

○関 良平議長 ほかにございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○関 良平議長 ないようですので、以上で執行部からの報告は終了とさせていただきます。

◎その他

○関 良平議長 その他、議員の皆様から何かございますか。

〔「なし」と言う者あり〕

◎閉会の宣告（14：16）

○関 良平議長 なければ、以上で本日の議員説明会を終了とさせていただきます。

この後、休憩を取りまして、午後2時30分から議会定例会を開会したいと思いますので、よろしく  
お願いいたします。